,
現行
(政令で定める市の長による事務の処理)
法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次
に掲げるものは、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市
、岡山市及び倉敷市の長(以下この条において「政令市の長」とい
う。) が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定す
る事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規
定として政令市の長に適用があるものとする。